

＝ 支出項目の説明 ＝

項 目	説 明
諸謝金	<p>実施主体となる団体の会員への謝礼は対象になりません。</p> <p>◎講師謝礼など事業に係る謝金 ただし、助成額は次のとおり上限を定めさせていただいています。 ①宇和島市内に住所を有する者 5,000 円以内 ②愛媛県内に住所を有する者（宇和島市以外） 10,000 円以内 ③県外に住所を有する者 20,000 円以内</p> <p>例) 県外講師に対し 50,000 円の謝礼をお支払いする場合は、社協からの助成は 20,000 円となります。</p>
旅費交通費	<p>市内講師への交通費、市内の移動に伴う燃料費、会員の研修旅費は対象になりません。</p> <p>◎スタッフや講師、外部協力者の出張に伴う交通費</p>
備品購入費	<p>◎1 万円以上の備品を購入する費用（カタログ、見積書を添付ください。） ただし、行政の備品となるものは対象になりません。</p>
保険料	<p>個人のボランティア保険料は対象になりません。</p> <p>◎イベントの実施に係るボランティア行事用保険などの保険料</p>
消耗品費	<p>景品（賞品・参加記念品含む）は対象になりません。</p>

※その他にも、次のものは助成金の対象経費となりませんのでご注意ください。

- 人件費 ○飲食費 ○建物の改修費
- スポーツ少年団の活動費（ただし、スポーツ少年団が地域福祉活動に取り組む場合はこの限りではありません。）

◆◆ ご質問は、お気軽に宇和島市社会福祉協議会担当者までご連絡ください。 ◆◆